

浜松市学習等供用施設修繕工事等の経費負担に係る取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学習等供用施設(以下「施設」という。)の防音機能復旧工事その他の建物修繕工事及び増築工事(以下「工事」という。)に係る経費の負担割合その他必要な事項を定める。

(防音機能復旧工事・防衛省補助対象事業)

第2条 気密建具等取替工事、内装材取替工事及び空気調和設備取替工事を対象とする。ただし、内装材取替工事は、防音仕様の学習、集会室等の壁及び天井の工事に限るものとする。

- 2 建築後15年以上経過した施設で、国庫補助採択要件を満たしたものを対象とする。
- 3 市及び地元の防音機能復旧工事に係る経費の負担割合は、事業費から国庫補助金を減額した額のそれぞれ2分の1とする。この場合において、事業費とは、防音機能復旧工事費、設計費及び事務費とする。

(その他建物修繕工事・防衛省補助対象外事業)

第3条 建物修繕工事(新築・増築時の建築工事、機械設備工事及び電気設備工事に関連する工事に限る。)のうち、防音機能復旧工事以外の屋根、外壁、便所、湯沸かし室、照明器具等の修繕工事で、その経費が150万円以上のものを対象とする。

- 2 建築後15年以上経過した施設を対象とする。ただし、雨漏り等建物に重大な影響がある修繕工事については、その都度協議するものとする。
- 3 市及び地元の修繕工事に係る経費の負担割合は、事業費のそれぞれ2分の1とする。この場合において、事業費とは、修繕工事費、設計費及び事務費とする。

(増築工事)

第4条 防衛省補助対象事業の増築工事について、次に掲げるものとする。

- (1) 施設設置後、利用区域内の世帯数が上位の種別の基準世帯数を満たした施設で、国庫補助採択要件を満たしたものを対象とする。基準世帯数は、別表1のとおりとする。
- (2) 増築する面積は、(1)の基準世帯数に対応する国の基準面積から既存施設に係る国の基準面積を減じた面積以上でなければならない。
- (3) 市及び地元の増築工事に係る経費の負担割合は、(1)の基準世帯数に対応する市の基準面積から既存施設に係る市の基準面積を減じた面積に対する事業費から、国庫補助金を減額した額のそれぞれ2分の1とする。この場合において、事業費とは、増築工事費、土質調査費、設計費、及び事務費とする。ただし、市の基準面積を超

える面積に対する経費は、地元負担とする。

2 防衛省補助対象外事業の増築工事について、次に掲げるものとする。

- (1) 施設設置後、利用区域内の世帯数が著しく増加し、施設の利用に支障があると認められる場合を対象とする。ただし、増築する施設は、防音機能を有したものである。
- (2) 市及び地元の増築工事に係る経費の負担割合は、それぞれ2分の1とする。この場合において、事業費とは、増築工事費、土質調査費、設計費、及び事務費とする。

(再工事)

第5条 再工事は、それぞれの工種ごとの工事終了後15年を経過した後でなければ実施しない。ただし、雨漏り等建物に重大な影響のある修繕工事は、その都度協議するものとする。

(工事の実施)

第6条 工事が必要となった場合、地元は浜松市長に次の各項を満たした要望書(様式第1号)を、工事を希望する年度の前年度の4月までに提出するものとする。

- (1) 工事が必要な理由。ただし、防音機能復旧工事及びその他の修繕工事については、その必要な箇所の写真を添付すること。
- (2) 市と協議した工事に係る概算経費。
- (3) 概算経費に対する地元負担をする用意のあること及び資金計画書を添付すること。
- (4) 増築工事については、増築するにあたり、新たに土地を必要とする場合は、増築する土地の確保ができていること及び公図写に土地所有者、地目、地積を記入し添付すること。

(地元負担金の協議・決定及び納入)

第7条 工事を実施する年度に、市は地元と負担額を協議・決定し、地元は市の指定する日までに寄付金として市に納入するものとする。

(細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、その都度協議する。

附 則

1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

2 この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

別表1 (第4条関係)

学習等供用施設の基準世帯数は、下記のとおりとする。

種別	世帯数	国の基準面積	市の基準面積
1	99世帯以下	80m ²	83m ²
2	100世帯から350世帯まで	120m ²	123m ²
3	351世帯から600世帯まで	310m ²	315m ²
4	601世帯以上	500m ²	510m ²

様式第1号(第6条関係)

平成 年 月 日

浜松市長 様

町自治会
会長
会館運営委員会
委員長

会館の修繕工事について(要望)

下記のとおり、修繕工事を施工されたく要望いたします。

記

- 1 施設名及び建設年度 会館、昭和 年度建設
- 2 現施設構造・規模 鉄筋コンクリート造り 階建て
延床面積 m²
- 3 修繕工事内容及び理由
改修工事
本施設は建設後、 年を経過しており建物の
よくなっていることから、施設の維持管理上、
改修工事が必要である。
- 4 概算経費 円
別紙見積書参照
- 5 添付書類
位置図
配置図
平面図
修繕箇所を明記した平面図及び写真
資金計画書(現在の資産及び今後の資金調達計画)
自治会役員の署名